

中野区教育委員会教育長の給料等の改定について

中野区特別職報酬等審議会の答申に基づき教育長の給料等の改定を行うため、下記のとおり、中野区長等の給料等に関する条例(昭和31年中野区条例第15号)の一部改正を行うものとする。

記

1 改正内容

(1) 給料月額の改定

給料月額について、「878,100円」を「879,200円」に改定する。

(2) 期末手当の改定

期末手当の支給割合について、6月支給分「100分の162」を「100分の167」に、12月支給分「100分の166」を「100分の171」に改定する。

(3) 平成30年3月支給分の期末手当の特例措置

給料月額の改定に伴う差額調整のため、平成30年3月支給分の期末手当の支給割合について、「100分の25」を「100分の36.35」とする。

2 施行期日

平成30年3月1日から施行する。

3 新旧対照表

右表のとおり

4 今後のスケジュール

- ・ 本件可決後、区長へ意見の回答
- ・ 平成30年区議会第1回定例会に一部改正条例案を提出

中野区長等の給料等に関する条例(昭和31年中野区条例第15号)新旧対照表

改正案		現行	
第1条 (略) (給料の額)		第1条 (略) (給料の額)	
第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。		第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。	
区長	1,249,600円	区長	1,248,000円
副区長	1,003,100円	副区長	1,001,800円
教育長	879,200円	教育長	878,100円
常勤の監査委員	804,300円	常勤の監査委員	804,300円
第3条・第4条 (略) (支給方法等)		第3条・第4条 (略) (支給方法等)	
第5条 (略)		第5条 (略)	
2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては100分の167、常勤の監査委員にあつては100分の152、12月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては100分の171、常勤の監査委員にあつては100分の156を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。		2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては100分の162、常勤の監査委員にあつては100分の152、12月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては100分の166、常勤の監査委員にあつては100分の156を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。	
附 則 1～26 (略)		附 則 1～26 (略)	
27 平成30年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、中野区長、副区長及び教育長にあつては「100分の36.35」とする。			
附 則 この条例は、平成30年3月1日から施行する。			